

別紙(二)

水漏出の原因については、しゃ水シートの破損及び雨水排水枡の損傷のいずれの可能性も否定できないというべきである。」

(ウ) 同106頁末行の「別訴」を「別表」に、109頁12行目の「小括」を「小括」にそれぞれ改め、111頁5行目冒頭から112頁5行目末尾までを次のとおり改める。

「a 危険性判断基準の誤りの主張について

控訴人らは、危険性の判断基準に環境基準を当てはめることは誤りである旨主張し、その理由として第1に、環境基準は、危険性評価に関しての司法の判断基準として定められたものではない旨主張する。前記のとおり環境基準は、環境基本法16条に基づき、政府が人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として定められたものであるが、それは、現に得られる限りの科学的知見を基盤として定められたもの（環境基準の設定・改定は中央環境審議会（環境基本法41条参照）への諮問及び答申、さらにパブリックコメントを経て決定されるのが通例だといわれる。）と考えられる。そうである以上、司法の判断基準として定められたものでないとしても、それを越えるより高い安全性あるいは危険性の判断基準として科学的な根拠を持つ有用なものというべきである。第2に、各種基準値は生態系又は人体への危険性判断につき科学的根拠が希薄である旨主張する。化学物資が生態系及び人体へ与える影響については未だ不可知な領域があるとしても、各種基準値は前記のとおり、少なくとも現在の科学的知見に基づいて定められているのであるから、科学的根拠が希薄なものであるとはいえないし、危険性判断の基準として不適切という指摘は当たらない。第3に、データについて適切な計測方法が意図的に回避されている場合が多い旨主張するが、そのような経験則があるのか疑問といわ

ざるを得ないし、本件においてそのような事実関係を認めるに足りる証拠もない。第4に、危険性評価の基本は、「将来における具体的危険性の回避」であり、環境基準は「将来の侵害可能性の有無」を判断する基準足り得ない旨主張する。しかし、前述のとおり環境基準は人間の健康の維持のための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい基準として定められたものであることからすれば、将来の危険性判断の基準としても十分参考に値するものというべきである。しかも前説示の検討は、平成4年の調査結果から、本件鑑定が行われた平成16年までに至る長期間のデータを総合的に勘案した結果に基づくものなのであって、単に一時点におけるデータを環境基準に当てはめて評価したものではないのであるから、この点からしても、控訴人らの主張は当を失したものとわざるを得ない（証人梶山正三は、基準だけでもって危険性の有無を判断するのは間違った考え方であり、有害性の高いものは土壌吸着性が高く本当の意味で下流域に有害性のあるものの影響が出てくるまでには30年、40年の期間でも足りない場合もあるから、環境リスクに対する予防原則というものをもっと明確にみながらデータを謙虚に検討すべきである旨証言する。環境汚染に対して長期的な視野をもって検討することは行政において環境政策が検討される場合に必要とされるべき一視点であるといえるが、本件のような事業認定処分の違法が争われている事案においては、事業認定時における事業認定庁による本件処分場の将来的な安全判断に不合理な点があったかどうかという点が問題になるのであり、この判断に関して本件処分場に科学的根拠の判然としない抽象的な危険性が存在し得ることを理由に「予防原則」といった観点から安全性を判断すべきであるとか、その観点からする安全性判断が不十分であること

が違法事由となるとはいえない。本件処分場あるいは谷戸沢処分場において、周辺地域に現在の環境基準等を超えるような汚染が認められないと評価できるということは、安全性判断の上で重要な事実というべきであり、このことを本件事業認定処分時の安全判断が不合理ではなかったことを支える一事情として考慮することは相当なことというべきである。)。そして、他に、環境基準が不合理、不適切であると認めるに足りる証拠はない。」

(エ) 同113頁2行目の「低湿」を「底質」に、11行目の「処分場予定内」を「処分場予定地内」にそれぞれ改める。

(4) 本件事業認定の法20条3号該当性

ア 得られる公共の利益

前記のとおり、本件処分場は、多摩地域（人口約390万人）から毎年発生する約130万トンの一般廃棄物を中間処理を行った上で最終的に埋立処分する廃棄物処理法による一般廃棄物処理施設であり、本件事業により得られるべき利益は、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るという一般公共の利益といえることができる

イ 失われる利益

(ア) 私的な利益

控訴人（ただし、第1事件控訴人に限る。以下、本項において同じ。）らのうち、控訴人標博重、同安藤隆、同田島喜代恵、同松本訓江及び同大橋光雄は、本件起業地内の原判決別紙物件目録記載1の土地を控訴人ら以外の者と共有する者であり、控訴人宮入容子は、本件起業地内の同目録記載2の土地を控訴人ら以外の者と共有する者であるが、控訴人田島喜代恵を除く各控訴人らは、日の出町の住民ではないこと、控訴人田島喜代恵も本件起業地から約1キロメートル離れた場所に居住していた者であること、控訴人らは本件共有地を利用して経済的利益を得